

事例編

平成13年度から環境省委託により地方公共団体等で国際環境協力モデル事業が実施されました。本編では、そのモデル事業の活動について概要を紹介します。

1. 北方圏フォーラム環境教育プロジェクト事業

(平成13～14年度実施)

(1) 事業活動の名称

北方圏フォーラム環境教育プロジェクト事業

Environmental Education (The Northern Forum Priority Project)

(2) 日本側団体

北方圏フォーラムの一員である北海道が日本における窓口となっている。

団体の名称 北海道

担当窓口 総務部知事室国際課、環境生活部環境室環境政策課

団体の所在地 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

連絡先 TEL : 011-231-4111 (内線24-211)

FAX : 011-232-1793

E-mail : kansei.kansei1@pref.hokkaido.jp

(3) 相手側団体 (事業実施団体)

団体の名称 北方圏フォーラム (NF)

北海道 (日本)、アラスカ州 (アメリカ)、アルバータ州・ユーコン準州、北西準州 (カナダ)、北部地域連合 (ノルウェー)、ラップランド県 (フィンランド)、ノルボッテン県・バステルボッテン県 (スウェーデン)、黒龍江省 (中国)、韓国 (政府)、ドルノド県 (モンゴル)、サハ共和国・コミ共和国・サントペトロブルグ特別区・サハリン州・マガダン州・カムチャッカ州・アルハンゲルスク州・ハンティマンシスク自治管区・ネネツ自治管区・ヤマロネネツ自治管区・エベンキ自治管区・チェコッカ自治管区・ゴルゴダ自治管区 (ロシア)

担当窓口 北方圏フォーラム（NF）事務局
団体の所在地 4101 university Drive, CGC 221-APU Anchorage, Alaska, 99508 USA
連絡先 TEL：+1-907-561-3280
FAX：+1-907-561-6645
E-mail：pwhol@northernforum.org

(4) 活動地域

北方圏フォーラム（NF）各加盟地域

(5) 活動対象

ロシア連邦、モンゴル共和国の中学生のほか、各加盟地域

(6) 協力分野

環境教育、人材育成、ネットワーク形成

(7) 協力形態

環境教育用の副読本の作成、配布

(8) 活動の概要

① 活動の背景

- ・ ロシア極東地域など北方圏地域は天然資源に恵まれた開発の可能性が大きい地域である。
- ・ 厳しい気候と自然環境の下で、微妙にその生態系を維持している地域でもある。
- ・ 過酷な気候条件が故に、一度開発されるとその回復には非常に長い時間を要する。
- ・ このため、持続可能な開発と環境保全の調和が重要な課題となっている。
- ・ 21世紀を担う子ども達がこのような北方圏地域の環境について正しく理解し、その環境を子孫に受け継いでいく必要がある。
- ・ このようなことから、北方圏フォーラムの優先プロジェクトとして、北海道・アルバータ州、黒竜江省が共同で提案し、2000年から環境教育プロジェクトを推進している。

② 活動の目的

北方圏地域の脆弱で微妙なバランスの上に成り立っている環境を将来にわたって保全するために、21世紀を担う子ども達へ環境教育を通じて北方圏地域の環境保全について理解を深めさせるとともに、21世紀を担う子ども達へ環境教育を通じて北方圏地域の環境保全について理解を深めさせるとともに共通認識をもたせることを目的とする。

③ 活動の内容

平成13年度に実施した「こども環境会議」の成果などを踏まえ、未来を担う北方圏地域の子ども達に北方圏地域のそれぞれの地域が直面している環境問題について理解を深め、自主的行動を起こすきっかけを与えるための、環境教育副読本「エコハンドブック」を作成し、加盟地域に配布する。

(9) 活動の評価

各地域の子ども達が脆弱で微妙なバランスの上に成り立っている北方圏地域の環境の保全について理解を深めるとともに共通の認識を持つことができた。

(10) 活動の課題と得られた教訓

- ・ ことばの問題による意見交換の難しさ
- ・ 各地域からの各種照会に対する返答が思った以上に時間がかかった
- ・ 各地域の重点環境課題の相違

(11) 今後の計画

- ・ 当初予定していた事業はすべて完了し、当初の目的は達成された。
- ・ 2003年4月に実施される総会において、「こども環境会議」の2004年開催について協議を行う予定

2. 北東アジア地域国際環境シンポジウム

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

(日本語) 北東アジア地域国際環境シンポジウム

(英語) The International Environmental Symposium in Northeast Asia Region

(2) 日本側団体

団体名称 北東アジア地域環境協力推進協議会

担当窓口 財団法人環日本海環境協力センター 国際協力課 (事務局)

団体所在地 〒930-0856 富山県富山市牛島新町5番地5号

連絡先 TEL076-445-1571 FAX076-445-1581 E-mail : webmaster@npec.or.jp

(3) 相手側団体

団体名称 2001年度：中国江蘇省、2002年度：韓国忠清南道、

2003年度：ロシアハバロフスク地方

担当窓口 2001年度：江蘇省人民対外友好協会、

2002年度：忠清南道福祉環境局環境管理課

2003年度：ハバロフスク地方政府天然資源省環境保全局

団体所在地 2001年度：210003 江蘇省南京市中山北路313号 中華人民共和国

2002年度：301-763 大田広域市中區宣化洞287 大韓民国

2003年度：680000 56, Karl Marx St, Khabarovsk, ロシア連邦

連絡先 2001年度：(TEL) +86-25-83435921 (FAX) +86-25-83426268

2002年度：(TEL) +82-42-220-3511 (FAX) +82-42-220-3519

2003年度：(TEL) +7-4212-783254 (FAX) +7-4212-783251

(4) 活動地域

北東アジア地域 (2001年度は中国江蘇省、2002年度は韓国忠清南道、2003年度はロシア連邦ハバロフスク地方)

(5) 活動対象

2001年度：主としては、江蘇省の自治体環境担当者

2002年度：主としては、忠清南道ほか、韓国自治体の環境担当者

2003年度：主としては、ハバロフスク地方政府ほか、極東ロシア自治体の環境担当者

(6) 協力分野

水環境保全、廃棄物・家庭ゴミ、ネットワーク形成

(7) 協力形態

国際会議

(8) 活動の概要

2000年度に、北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会の個別プロジェクトとして、日本側参加自治体である8地方自治体（青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、島根県）が共同して、中国、韓国、ロシアの対岸諸国の地方自治体における環境状況や環境課題調査、及び国際環境協力の進め方について検討する「北東アジア環境評価共同事業」が行われた。北東アジア環境評価共同事業の実施に際しては、「北東アジア環境評価共同事業推進協議会」が設立された。本事業は、この組織を発展的に活用し、自治体間の連携協力を図るために共同で実施できる国際環境協力事業を推進することが背景にあった。また当初より、北東アジア環境評価共同事業は、発展的な事業に至ることを念頭に計画されたものであり、参加自治体の要望、協力を踏まえたうえで、環境省委託事業「国際環境協力推進支援事業（モデル事業）」の一環として、本事業が継続して実施されることになった。

このように本事業は、日本側8地方自治体が参加している共同事業として、並びにNEAR環境分科委員会の個別プロジェクトとして、企画立案されたものである。また、本事業は3か年継続して行われたが、これは、北東アジア地域の中国、韓国、ロシアのそれぞれにおいて、各国の自治体をカウンターパートとして国際環境シンポジウムを共催することで、日本の地方自治体が対象国でシンポジウムを開催する際に必要とされる情報やノウハウを得ること、及び課題点等を抽出することにあつた。

さらに本シンポジウムを開催することで、次のような成果も期待された。①地方自治体レベルにおいても、北東アジア地域における環境問題についての共通認識を深める。②北東アジア地域における自治体間のパートナーシップの輪を広げ、各地方自治体ごとの友好提携先自治体に限定されがちな国際協力・交流が幅広く実施される。

いずれの年度においても、日本側実施体制として、NEAR環境分科委員会員の8府県が連携し、本シンポジウムを円滑に準備作業を進めるため「北東アジア地域環境協力推進協議会」を設立し、その事務局の役割を、財団法人環日本海環境協力センター（以後、NPECと表す）が果たした。

年度毎のカウンターパートの選定に際しては、NEAR環境分科委員会の会員自治体、あるいは本推進協議会の会員自治体と友好提携を結んでいる自治体から選んだ。また、年度毎のカウンターパートとの関係も考慮して、本推進協議会の会長自治体も1年毎に選出された。なお、本推進協議会は、東京で年に3回程度開催され、シンポジウムの企画や会員自治体の役割（事例発表を行う自治体の選定）等について協議したほか、シンポジウム終了後には、開催結果のとりまとめを行なった。

シンポジウムの開催に際しての具体的な事前準備としては、事前調査として、NPEC及び会長自治体の担当職員が開催地を訪れ、シンポジウムの会場や現地視察先の下見を行った。また、NPECとカウンターパートとの間で随時、シンポジウムの企画や役割に関する協議を行ったうえで、NPEC事務局長とカウンターパートの本シンポジウムに関する実務責任者との間で、協力体制（作業分担）や費用負担等に関する覚書を締結した。シンポジウムテーマについては、カウンターパートである開催自治体が抱えている環境問題を取りあげた。

NPECは、カウンターパートと締結した覚書に従い、主として、日本側参加者の渡航に必要な航空券等の手配、会議資料の各国語の翻訳作業等を行った。シンポジウム会場や会議通訳の手配等は、カウンターパートが行った。

シンポジウム開催現地での活動の実際としては、いずれの年度のシンポジウムも3日間からなり、第一日目は現地視察、第二日目は会議（基調講演、事例発表）、第三日目に環境技術交流会を行った。また、シンポジウム当日の運営・進行に際しては、現地事務局であるカウンターパートが主導的な役割を果たした。

(9) 活動の評価

本事業を実施するにあたって、モデル事業として求められた成果としては、中国、韓国、ロシアの自治体をカウンターパートとして、環境に関する国際シンポジウムを開催することで、対象国の現地でシンポジウムを開催する際のノウハウや課題点を抽出することであった。これらのことについては、下記の「10. 活動の課題と得られた教訓」で記すことにする。さらに、「北東アジア地域国際環境シンポジウム」を開催することでもたらせた効果としては、以下のようなことが挙げられる。

地方自治体においては、友好提携先自治体との交流や協力に限定されがちであるが、本事業を実施することで、パートナーシップの輪が広がり、環境保全のための連携協力が推進された。具体的には、カウンターパートである江蘇省と忠清南道が、このシンポジウムを契機に、NEAR環境分科委員会の個別プロジェクトの一つである「海辺の漂着物調査」に参加した。また、2001年度のシンポジウムに参加した（社）江原環境研究所を介して、江原道江陵市の環境視察団が、鏡浦湖の水質改善のために、石川県および島根県の水質保全対策の現地視察を行った。

このように、本事業を通じて培われたネットワークが環境保全に活用されたほか、本シンポジウムの開催が、新聞にシリーズで取り上げられ、県民に対して、地方自治体の国際協力の取り組みをアピールすることができたことが大きな成果であった。また、本事業を実施したNPECの職員はもとより、本シンポジウムに参加した各自治体職員が、諸外国の環境の実状を肌で感じ、そして身をもって国際交流を行った経験は、今後、国際協力活動を行っていくうえで、大きな糧になるものと考えられる。

以上のことより、本事業は、当初の目標としていたことを十分に達成していると判断される。

(10) 活動の課題と得られた教訓

活動の過程で生じた主たる課題及びその克服方法について

本事業において、3か年を通じた主たる課題点としては、カウンターパートとシンポジウムを共催するうえでの作業分担及び経費負担をどうするか、そして、カウンターパートといかに円滑にコミュニケーションを図るかであった。

作業分担については、シンポジウムを開催する現地での会場の手配（発表器材等の設備を含む）、宿泊ホテルの手配、通訳者の手配、カウンターパート国内の講演者の選定や参加者への連絡等については、カウンターパート側の作業とした。NPECは、日本からの講演者の選定及び参加者の派遣、カウンターパート国を除いた海外参加者への連絡等の役割を担った。また、会議資料の翻訳についても、その大部分をNPECで行った。

経費負担については、2001年度及び2002年度は、NPECがシンポジウムの開催経費の一部を負担するものとして、負担金額の上限を明記した覚書を交わすことで対処した。なお、負担金の支払いは、シンポジウム開催前と開催後の2回に分けて、それぞれ日本円で支払った。2003年度の覚書では、カウンターパートとシンポジウムの開催に係わる職務分担を定めたうえで、それぞれの作業に係わる経費を各自が負担することにした。すなわち、2003年度においては、カウンターパートに、負担金は渡していない。

カウンターパートとのコミュニケーションについては、NPECで雇用している通訳者を介して、カウンターパートの担当者との協議が多かったが、江蘇省及び忠清南道の担当者は、ある程度の日本語を話すことができたため、通訳が不在な場合等には、担当者と直接電話することもあった。担当者間で直接、交渉・協議を電話で行う前には、なるべく簡単で分かりやすい日本語の文章で作成したメモや図表等を相手方にFaxして、それを口頭で確認するように心がけた。また、ハバロフスク地方政府とのコミュニケーションにおいては、場合によっては、簡単な英語を共通言語とした。

シンポジウム開催準備作業をカウンターパートと分業して進めていくうえでは、相手側の進行状況の把握が重要であることから、各作業に対して完了しておく期日を設け、その達成状況を報告しあつた。

活動から得られた教訓

- ・ 事前調査等で現地を訪れた際に、カウンターパートと交渉や協議を行う場合には、相手方が手配した通訳に任せきりにすると、実際にどのようにこちらの意志がどのように伝わっているのかが分からない。したがって、現地における通訳者は、自前で手配するようにした方が良い。また、負担金などの重要な事項については、必ず文章において確認する必要がある。
- ・ シンポジウム開催準備作業を、カウンターパートとどれだけ手際良く行うことができるかは、双方の語学力や通訳能力に負うばかりでなく、相手側の行政システムや国民性、そして相手国の休日等を把握しているかも重要なファクターである。
- ・ 中国、韓国、ロシア（そして日本）のいずれの国においても、地方自治体レベルからの参加者では、英語をシンポジウムの発表言語とすることは難しく、それぞれの母国語で発表を行わざるを得ない。
- ・ その結果、シンポジウムへの参加国が増えれば増えるほど、会議資料の翻訳や発表の通訳を行う作業が大変になり、その経費もかかる。また、シンポジウムでの発表においては、読み上げ原稿を準備する必要性も出てくるほか、能力の高い通訳者を用意することができなかつた場合には、質疑応答が円滑に行うことができない。したがって、複数の言語を用いたシンポジウムでは、通訳の体制（人的、設備）をどれだけ整えることができるのかが、シンポジウムの成功の大きなウエイトを占める。

- ・ 中国、韓国、ロシアのいずれの国においても、シンポジウムの発表に際しては、マイクロソフト社のパワーポイントを用いることが、極めて普通になっている。
- ・ 覚書等において、カウンターパートへ支払った負担金の実際の支出項目及び金額を当方で確認することを明記しても、事後に負担金から支払われた金額・内容を請求書等で確認することは不可能であった（カウンターパートから、詳細な内訳を明記した請求書が届くことはなかった）。したがって、予算を明確に処理するのであるなら、カウンターパートに対して負担金を支出しない方が無難であり、企画段階で、お互いが担う作業内容及びそれにかかる経費の見積を確認し合ったうえで、職務分担を定め、それぞれの作業に係わる経費を各自が負担するとした方が適切
- ・ 国際環境シンポジウムの捉え方が、中国（江蘇省）、韓国（忠清南道）、ロシア（ハバロフスク地方）では、三者三様であった。中国では、シンポジウムは、一般市民に広く開かれたものではなく、予め、聴衆者を選定しているようであった。これは、シンポジウム聴衆者には、昼食を出すことが恒例であるためであり、このためか、午後になると（昼食会が終わると）、かなりの人数の聴衆者が帰った。韓国の地方自治体レベルにおいては、まだ、環境担当課が国際シンポジウムを開催すること自体がめずらしく、とにかく開催することができれば、それで成功したと判断しているような感であった。また、シンポジウム終了後には、シンポジウムの開催報告書を出すことが韓国のスタイルらしい。逆に、ロシアにおいては、ただ、シンポジウムを開催すれば良いということではなく、シンポジウムの開催結果として、開催結果をアピール文などで採択するスタイルを求められた。

(11) 今後の計画

本事業を通じて培われた地方自治体間のネットワークを、より具体的な環境協力に活用されるように図っていく。

具体的には、地球環境基金からの助成を受けて、北東アジア地域の子供たちを対象とした、海洋環境保全等に関する環境教育・啓発活動を実施することを計画している。

3. 神奈川国際環境協力事業

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

(日本語) 神奈川国際環境協力事業

(英語) Kanagawa International Environment Cooperation

(2) 日本側団体

団体名称 神奈川国際環境協力協議会

担当窓口 神奈川県 環境農政部 環境計画課

団体所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県環境農政部環境計画課内

連絡先 TEL 045-210-4065、FAX 045-210-8845

E-mail kankyokeikaku.0502@pref.kanagawa.jp

(3) 相手側団体

ベトナム

団体名称 ベトナム商工会議所 (V C C I)

担当窓口 国際部日本課

団体所在地 9 Dao Duy Anh, Str. Hanoi

連絡先 TEL +844-574-2022、FAX +844-574-2020、E-mail vcci@fmail.vnn.vn

タイ

団体名称 タイ環境研究所 (T E I)

担当窓口 ビジネス環境プログラム

団体所在地 210 Sukhumvit 64, Bangchak Refinery Building 4, Prakanong, Bangkok

連絡先 TEL +662-742-9641、FAX +662-332-4873、E-mail pongvipa@tei.or.th

(4) 活動地域

ベトナム : ハノイ・ホーチミン・ダナン・タムキー

タイ : バンコク

(5) 活動対象

ベトナム：ベトナム商工会議所会員の商工会議所等

タイ：企業関係者、地方公共団体関係者等

(6) 協力分野

人材育成

(7) 協力形態

セミナー・会議

(8) 活動の概要

① 活動の背景

地方による国際環境協力への期待の高まりを背景に、1998年、県、環境庁（当時）、企業、関係団体による神奈川国際環境協力協議会が設立され、東南アジア地域における国際環境協力事業の検討が開始された。協議会では、国内の関係機関へのヒアリングを実施するとともに、同年11月下旬から12月上旬にかけて、シンガポール、マレーシア、ベトナム及びタイへ調査団を派遣し、事業の実施可能性を調査した。検討の結果、ベトナム及びタイを事業対象地とすることを決定し、1999年度より同2地域において、毎年1回研修セミナーを実施している。

② 活動の目的

本事業は、企業・行政(将来は、市民・NGOも含む)の連携により、本県の産業経済活動に密接な関係を有する東南アジア地域の環境改善の取組を支援することによって、地球環境の保全に貢献することを目的としている。

③ 活動の内容

毎年1回、ベトナムとタイの現地において、現地の商工業者、地方公共団体関係者等を対象に、環境改善に関する研修セミナーを開催している。

(9) 活動の評価

国際環境協力事業として、東南アジア地域で、研修セミナーを開催するという所期の目的は達せられた。現地側からも継続的な開催を要望されており、一応の成功は収めることが出来た。

(10) 活動の課題と得られた教訓

研修セミナー実施後の参加者のフォローアップ、事業継続のための参画企業の拡大、研修セミナーの実施を契機とした具体的な環境改善の取組の実現等が課題となっている。

(11) 今後の計画

研修セミナーの実施を契機として、現地での具体的な環境改善を図るため、神奈川県内の環境ビジネスを活用した事業展開を図りたいと考えている。

4. 河南省環境保全支援事業

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

中華人民共和国河南省産業公害防止技術研修

(2) 日本側団体

団体名称 (財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)

担当窓口 ICETT総務研修部

団体の所在地 〒512-1211 四日市市桜町3690-1

連絡先 TEL 0593-29-3500 FAX 0593-29-8115 E-mail sakaban@icett.or.jp

(3) 相手側団体

団体名称 中華人民共和国 河南省

担当窓口 河南省 環境保護局 (同省外事弁公室)

団体所在地 〒450004 中華人民共和国 河南省鄭州市 順河路1号

連絡先 河南省環境保護局人事処 副処長 郭建玲

TEL 86-371-6322821 FAX 86-371-6320521 E-mail ghw04@371.net

(4) 活動地域

日本国内及び河南省(平成14年度)

日本国内(平成12年度～13年度、15年度)

(5) 活動対象

中華人民共和国 河南省環境保護局職員

(6) 協力分野

環境保全、人材育成

(7) 協力形態

研修実施、研修員受入及びフォローアップ調

(8) 活動の概要

① 背景

三重県と中華人民共和国河南省とは1986年11月に友好提携を締結し、教育・文化・経済・技術等の各分野にて16年間にわたり幅広い交流事業を実施し、環境保全分野における技術交流も1993年から国内受入研修や海外セミナーが実施されてきた。

ICETTでは、三重県からの委託を受け、河南省環境保護局職員等を対象とした国内受入研修事業として、1993年から2002年までに通算8回、41名について、大気汚染や水質汚濁防止等の産業公害防止技術や都市環境保全等を中心とした技術研修を実施してきた。また、2002年度にはそれまでの国内受入研修の成果や河南省の環境対策を把握することを目的として2002年7月28日から8月3日の7日間、河南省へのフォローアップ調査を行い、国内受入研修にあたっては、その調査結果を参考として実施した。

平成15年度は国内受入研修として11月10日から27日までの18日間、河南省環境保護局職員2名を迎えて、産業公害防止(水質汚染防止対策)技術研修を実施した。

② 事業目的

日本（三重県）の公害防止の様態を理解させ、環境保全に関する日本の法制度や公害防止技術等に関する専門知識を深めさせることにより、国内受入研修を受けた研修員が帰国後、公害防止施策を始めとする環境施策を立案し、実行してゆくための能力（経験や知識を含む）を高め、河南省の環境保全対策推進に寄与することを目的とする。

③ 活動内容

平成15年度国内受入研修

カリキュラムは日本の環境法の概要、三重県の環境施策や取り組みについての説明を導入部とし、中間部には県内企業における水質汚染防止対策技術の見学を配置、総括として帰国後の活動等についての報告会を配置するなど、講義、見学、ディスカッションによる3部構成とした。

導入部では研修をスムーズに進めるため、基調講義として環境省担当官による日本の環境法の概要・特徴などについての講義を配置し、日本の環境法と自国の環境法の相違から類似に至って理解できるよう配慮した。続いて三重県環境部の水質行政担当者から規制の中心となる総量規制、上乘せ規準、横だし基準についてくわしく説明をうけたあ

と、実際に水質監視基準局を訪問し、三重県の水質環境モニタリング全般について知識を深めるようにした。

中間部では実際に企業や産業廃棄物、下水道、河川環境保全に関わる各種団体を見学し、日本の水質汚染防止対策技術について学んだ。研修員は企業見学においては、老朽化してなお窒素除去率を持つ環境保全施設について感銘を受けるなど自国と日本の相違を実感し、また、河川環境保全団体見学においてはぜひ自国で適用したい技術であると感想を述べていた。中でもガス化溶融炉施設については初めて見た技術であったため、最も印象深かったと述べていた。

総括として自国で研修で学んだ技術等をどのように業務に活かしてゆくのかをアクションプランとしてまとめ、発表した。研修員は直面する課題として自国の環境基準を達成している企業が少数であること、下水処理場の不足、工場建設が効率的でなく不合理であるために構造的な環境汚染を生みだしていることなど多くの課題をあげ、研修で学んだ技術について多くを応用し解決したいとし、環境保全意識を高めるための市民への啓発などを行うと発表した。

(9) 活動の評価

モデル事業として選定された当該研修は効果的な研修を実施し、研修員が自国にて業務に活かせる能力を高めることを目的としている。具体的な研修成果については来日前に研修員が抱いていた自国の問題点や課題の解決策を研修を通じて学ぶことに求められるため、研修の総括として問題点等解決に至る帰国後の行動計画をアクションとしてまとめることとしている。そして、研修効果や今後の研修要望を評価し事業効率の向上を図るために、研修の最後にアンケートを実施し、アンケートを基に評価会を実施している。平成14年度はOECCからの支援もあり、評価会とは別に帰国後のフォローアップ調査を実施することができた。フォローアップ調査では現地での聞き取りを実施したが、その際研修員からは水質汚染防止対策技術や環境管理システム、環境モニタリングシステムなどについて理解することができ、業務遂行上、役立っているとの回答を得た。本年度の研修員からも、「研修経験者は何かにつけ日本での経験を自国の現状と比較しながら業務に応用している」と聞くことが出来た。これは技術だけでなく、異国での研修経験が良い意味での刺激となっていることを伺わせた。また、国内受入研修の評価については研修の内容もさることながら通訳の質にも大きく左右されるが幸い、通訳についても研修員から良い評価を得た。ただ、研修終了時など常時通訳がいるわけではなく、研修員本人が英語を喋れない人が大多数であったため、生活上での意思疎通の困難さを述

べた研修員が多かった。生活面の利便を図るため、通訳を施設に宿泊させればなお望ましいが、予算等の理由から実施は困難である。平成13年度から3ケ年にわたって実施された当該研修の最終的な評価については研修員の当該研修に対する期待充足度に求められるが、アンケートによると10人中9名が概ね満足した（4段階評価中、3の評価）という結果であった。したがって、事業目的は概ね達成されたと判断できる。現在評価会は研修員、県、ICETTの三者で実施しているが、さらには委託元である県が派遣元である河南省側から帰国後の研修員が研修成果を帰国後の業務にどのように活かしているかを聞き取り評価するなど、その結果を今後の研修に反映させることができればより研修効果が高まると推測される。

(10) 活動の課題と得られた教訓

- ・ 当該事業が発足した当時は10名程度の研修員を受け入れてきたが、予算も年々削減されているため、ここ数年は2～3人と減少しており効率的な研修が難しくなっている。このため、既存テキストの活用による翻訳費用の削減や県関係者による無償講師の全面的な起用など、経費削減策を講じる必要がある。
- ・ 効果的に研修を実施し研修員の満足を得るには、環境に関する基本的な知識があるだけでなく、研修員の生活面までアドバイスできる通訳が求められるので、質の高い通訳の確保が必須になる。

(11) 今後の計画

三重県からの受託事業であり、来年度以降も継続される見込み。



5. 水質調査技術研修 (A)

(平成13年度実施)

(1) 事業活動の名称

(日本語) : 平成13年度水質調査技術研修 (2000年共同水質調査技術研修 / 2001年 JICA NGO湖沼水質調査保全研修事業)

(英語) : "Training Workshop program 2000, for Monitoring Water Quality" and "JICA NGO Training Course in Lake Water Quality Management 2001"

(2) 日本側団体

団体の名称	財団法人 国際湖沼環境委員会 (ILEC)
担当窓口	支援研修課
団体の所在地	〒525-0001滋賀県草津市下物町1091番地
連絡先	電話 : 077-568-4567, FAX : 077-568-4568, e-Mail : info@ilec.or.jp

(3) 相手側団体

Japan Volunteer Center, Cambodia Environmental Association, Green World Foundation, Yayasan Tumbuh Mandiri Indonesia, Wetlands International Indonesia Program, Science, Technology & Environment Agency, Wetlands International Malaysia Program, IUCN, Machhapuchhre Development Organization, A community-base organization: Puerto Princesa City Water District, Philippine The International Training Network Foundation (PCWS-ITNF), 滋賀県立大学, Vietnam Union of Science & Technology Associations

(4) 活動地域

滋賀県内

(5) 活動対象

東南アジアで水環境の保全活動を行っているNGOメンバー

(6) 協力分野

水環境保全、人材育成、ネットワーク形成

(7) 協力形態

研修員受入

(8) 活動の概要

① 活動の背景

本事業は、第9回世界湖沼会議を控えた滋賀県が、その前年の平成12年に、途上国のNGOを対象にした水質調査の研修コースを開催することを希望したことにはじまる。平成12年度は、滋賀県とILECとの共催によって実施され、翌平成13年度にはJICAの研修として実施されている。

② 活動の目的

本事業は、開発途上国において、水環境の保全活動を行っているNGOメンバーを滋賀県に招聘して、1)市民レベルで取り組める水質調査や水質浄化に関する技術手法や、2)環境保全活動の展開手法等について修得してもらうことと、3)地元NGOや市民、研修参加者間の交流を通じて湖沼や河川の環境問題に関するNGO・市民の国際的なパートナーシップづくりを目指すことの3点を主な目的としている。

③ 活動の内容

平成12年度の本事業（以下、「H12事業」）は、ILECと滋賀県の主催、国連環境計画（UNEP）の協力で、11月4日～13日まで開催された。研修は、びわ湖石けん運動を中心にした日本における住民運動の歴史などの講義（「知識学習」）と簡易水質調査（浄化）手法に関する講習や実験・調査（「技術学習」）、県内環境NGOの活動紹介や赤野井湾流域協議会との共同フィールド調査や交流会（「現地・交流型学習」）の3つの柱よりなっている。特に地元NGOとの共同フィールド調査や交流会は好評だった。さらに研修生は、同時期に滋賀県内で行われていた第5回リビングレイクス国際会議などに参加、ひろく海外のNGOなどとの交流も果たしている。

平成13年度の本事業（以下、「H13事業」）は、ほぼH12事業と同様の内容で、JICA主催、実施団体ILECとして11月05日～19日の間、第9回世界湖沼会議の参加をはさんで実施された。JICAの協力によって研修生への支援体制はより強固なものとなったが、一方、

日程の関係などから、H13事業では、「技術学習」や「現地・交流型学習」、「知識学習」が前年度に比べかなり限定される形となった。

(9) 活動の評価

本事業の成果としては、NGOメンバーを対象者とした研修コースとしての先見性とカリキュラムの有効性、研修生同士あるいは地元NGOとの交流とネットワークの広がりなどを挙げることができる。しかし一方、各年度の研修内容と研修生との組み合わせがうまくいかず、H12事業は地域密着型市民団体（CBOs）むき、H13事業は国際NGOむけであったにも関わらず、募集方法が十分でなく、必ずしもねらいとした研修生が集まらなかった。ただし、本事業によって、従来から湖沼の水質保全に関する世界的なネットワークを構築してきた滋賀県やILECに、新たなNGOネットワーク構築への展望が拓けてきたことは事実であろう。

(10) 活動の課題と得られた教訓等

本事業の活動で見えてきたおもな課題と、得られた主な教訓は、1) NGOをNGOが受け入れることの大切さ、2)研修コースタイトルの重要性、3)研修生募集ルートの重要性、4)研修生との連絡調整窓口一本化の必要性、5)地元の受け入れNGOへの情報提供、などであった。

(11) 今後の計画

今後、途上国の環境NGOやボランティア市民を対象とした環境研修の必要性は高まると思われるが、研修実施のための財源の確保などの問題が残され、来年度における本事業の継続は困難な状況になっている。

しかし、専門家や研究者以上に、NGOやボランティア市民は資金援助や技術的サポート、研修の機会を必要としており、本事業のような研修コースが、真の意味において、途上国の環境支援となるためには、支援体制づくりもふくめたフォローアップの仕組みを考えていかなければならない。

本事業とは別に、ILECがJICAと共同で行っている湖沼水質保全研修はすでに13年目をむかえ、卒業生も100人を超えている。今後は、元研修生のネットワークを利用して、研修生の募集方法を改善するとともに、本事業のような途上国CBOsむけの研修を開催し

て、姉妹湖沼の制度などを併用しながら、地元CBOsと海外CBOsを直接むすびつける国際的なCBOsネットワークの構築を推進していくことが望まれる。

6. 水質調査技術研修 (B)

(平成13年度実施)

(1) 事業活動の名称

国際環境協力検討委員会の開催 (水質調査技術研修事業B)

(以下、「検討委員会」と略す)

(英語) 特記事項なし

※本事業は、滋賀県が実施する国際環境協力推進事業の基礎資料となる事業であることから、滋賀県の事業を「水質調査技術研修事業A」とし、本業務は「水質調査技術研修事業B」と称する。

(2) 日本側団体

団体の名称	財団法人 国際湖沼環境委員会 (ILEC)
担当窓口	支援研修課
団体の所在地	〒525-0001滋賀県草津市下物町1091番地
連絡先	電話 077-568-4576 FAX 077-568-4568 E-mail info@ilec.or.jp

(3) 相手側団体

特記事項なし

(4) 活動地域

滋賀県草津市 (ILEC研修室) (検討委員会開催地)

(5) 活動対象

当委員会より委嘱した検討委員会委員 16名

(6) 協力分野

研修のあり方についての検討

(7) 協力形態

会議（検討委員会）の開催

(8) 活動の概要

① 活動の背景

滋賀県が実施する国際環境協力推進事業「水質調査技術研修事業A」の基礎資料となる事業として検討委員会開催の必要性が生じた。

② 活動の目的

湖沼環境保全に関する研修実施に係る国際環境協力の方策を探るため、国内の関連分野の専門家による検討委員会を開催し、開発途上国等から求められる研修など新たな国際環境協力事業のあり方について意見を伺う。

③ 活動の内容

事前準備として、1) 事前ミーティング等開催、2) 検討委員会委員の推薦依頼、3) 検討委員会委員の選出および委嘱・会議出席依頼 を行い、平成13年12月21日に検討委員会を開催した。各委員から得られた意見はおよそ次のとおりである。

- ・ 研修そのものも大事だが、研修生の人選などの「準備段階」や、研修後の「フォローアップ」にもっと時間とお金をつぎこむべき。
- ・ 地方公共団体や民間レベルの国際支援の利点は、草の根レベルの多様さや柔軟性であり、国レベルで出来ない個人対個人の支援ができること。
- ・ 途上国の人々のモラルの改善につながるような支援を。
- ・ 単年度予算的な支援の単発、小出しは費用対効果が低い。資金、人材、時間などのリソースを集中させた支援がのぞまれる。
- ・ かつての日本での（地元の）本当のところの経験やノウハウを記録し、まとめて途上国に伝えていくことが本当の役に立つ。
- ・ 女性の参画の問題を視野にいれた支援が今後の課題。

(9) 活動の評価

本活動を実施するにあたり、当財団の理事、評議員に検討委員会委員の推薦を依頼し、多方面からの専門家に委員に就任していただくことができた。結果、活発な議論が交わされ多方面からの意見を伺うことにより、概ね当初目的が達成できたと思われる。

(10) 活動の課題と得られた教訓等

検討委員会委員の委任に当たっては、陸水学等に限らず社会系を専門とする方々からも広く意見を伺えるようバランスをはかることが課題であった。そのため、当委員会の理事・評議員に幅広く検討委員会委員の推薦を依頼すると同時に、推薦者の絞り込みの際には社会系の方が入るよう配慮した。

(11) 今後の計画

検討委員会の開催は今回のみとなるが、得られた意見等を参考に今後の研修の実施計画に役立てる。



7. インターネットによるインドネシア・東ジャワ州との技術協力実施事業

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

平成15年度インターネットによるインドネシア・東ジャワ州との技術協力実施事業
The Project for Environmental Technology Cooperation through the Internet between Osaka Prefecture and East Java Province, Indonesia in FY2003

(2) 日本側団体

団体の名称 APEC環境技術交流促進事業運営協議会（APEC-VC）、大阪府
担当窓口 APEC環境技術交流促進事業運営協議会事務局
大阪府環境情報センター情報企画室企画課
団体の所在地 APEC-VC：〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8大阪商工会議所内
大阪府：〒537-0025 大阪府東成区中道1-3-62
連絡先 APEC-VC： Tel: 06-6944-6456、Fax: 06-6944-3284
大阪府： Tel: 06-6972-1321（代表）、Fax: 06-6972-7665

(3) 相手側団体

団体の名称 インドネシア共和国東ジャワ州
担当窓口 東ジャワ州協力局
団体の所在地 PAHLAWAN NO.110 SURABAYA 60174 INDONESIA
連絡先 Tel: 031-3554855 Fax: 031-3554161

(4) 活動地域

インドネシア共和国

(5) 活動対象

東ジャワ州内自治体の環境行政担当職員

(6) 協力分野

人材育成

(7) 協力形態

セミナー、その他（インターネットによる交流）

(8) 活動の概要

① 活動の背景

大阪府は1984年にインドネシア・東ジャワ州との友好都市提携を締結し、1985年度から友好交流事業を実施してきた。その交流分野の一つとして環境分野においても、研修生の受入等により府がこれまで蓄積してきた環境保全に関する技術移転を行ってきたが、研修後のフォローができないなどの問題があり、インターネットによる常時交流に切り替えることとした。

② 活動の目的

地方公共団体がインターネットを利用して、常時相手国自治体の技術協力を行う手法について、ケーススタディを通じて検討を行う。

③ 活動の内容

平成13年度

JICA専門家等の経験を有する府庁職員からなる「国際環境協力推進検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、事業方針等の検討及びインターネット配信用研修教材（英語）の収集を行った。

また、インドネシア東ジャワ州において、パソコンやインターネットの普及状況及び現地の環境問題の現状について調査し、大阪府と東ジャワ州の環境分野における友好交流に係る今後の方針について合意を図った。

平成14年度

検討会において、インターネットによる技術協力手法の検討を行い、その結果を関係機関（日本APEC環境技術交流バーチャルセンター（APEC-VC）、東ジャワ州、インドネシア環境省）と協議し、以下の流れで行うことで合意した。

- ・ 東ジャワ州は、入手を希望する技術情報をE-mail等で大阪府に請求
- ・ 大阪府は、東ジャワ州の求めに応じて資料を作成し、日本APEC-VCに提供
- ・ 日本APEC-VCは、英語・インドネシア語に翻訳し、インドネシアAPEC-VCに提供

- ・ インドネシアAPEC-VCにおいて情報をインターネット上に配信

さらに、平成13年度に収集した英語版の教材をインドネシア語に翻訳し、英語及びインドネシア語原稿をもとにインターネット配信用研修教材を制作した。

平成15年度

前年度制作したインターネット配信用研修教材を「環境技術情報」ウェブサイトとして、平成15年5月にインドネシアAPEC-VC内において提供を開始した。

(URL : http://www.menlh.go.id/apec_vc/osaka/eastjava/)

さらに、平成15年12月、このウェブサイトの周知及び利用方法及び環境技術の普及を目的として、東ジャワ州政府の協力を得つつ同州内の自治体の環境行政担当職員を対象に現地セミナーを開催した。

(9) 活動の評価

技術協力にインターネットを活用するという手法は、インドネシアでも歓迎された。

今後、このウェブサイトの利用を拡大するためには、セミナー等の広報活動やコンテンツの充実を進めることが重要と考えられる。

については、インドネシアAPEC-VCを運営するインドネシア環境省にインドネシア国内の環境技術協力プロジェクトに関する情報などの環境技術情報をAPEC-VCに取りまとめて掲載していくなどの取組を期待しているところである。

(10) 活動の課題と得られた教訓等

検討会について

検討会には、インドネシア環境管理センターの元JICA専門家が委員として参加しており、現地の実情を踏まえた検討ができたほか、治安状況など現地からの情報を速やかに入手することができた。

インターネット配信用研修資料制作について

インターネット配信用研修資料の制作の際は、日本人向けに作られた資料を現地語に翻訳しただけでは、社会制度が異なる外国では必ずしも理解されとは限らないことに注意が必要である。

現地における調査・セミナー等の手配について

現地の車や通訳の手配を旅行代理店に依頼する際は、相手国での手配が得意な旅行代理店を把握しておくことが便利である。さらに、相手側団体等の協力を得て現地で直接手配することが可能ならば、費用をさらに低減することができる。

また、日程調整に当たっては、休日が日本と全く異なることに注意する必要がある。さらに治安にも注意が必要である。現地の治安状況の把握には、外務省の安全情報ホームページが便利である。

相手方担当者との連絡については、E-mailで行った。返信が遅い場合は、電話で返信を催促したこともあったが、概してE-mailのみで円滑に行うことができた。

ただし、回線状況や業務多忙などさまざまな理由をならべて返事を怠る場合も多いということも聞いており、連絡が円滑に行われるかどうかは、担当者によって大きく異なるようである。

(11) 今後の計画

今後は、大阪府と東ジャワ州間の合意に基づき、東ジャワ州からの要請に応じて研修資料を作成し、APEC-VC及び大阪府の連携のもと、インドネシアAPEC-VC上で情報提供を行っていくこととしている。



8. 中国陝西省における植樹事業

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

中国陝西省^{せんせいしょう}における植樹事業実施調査

(2) 日本側団体

団体名称 京都府
担当窓口 企画環境部地球温暖化対策プロジェクト
団体所在地 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
連絡先電話番号 075-414-4708 ファクシミリ 075-414-4710
e-mailアドレス tikyu@mail.pref.kyoto.jp

(3) 相手側団体

団体名称 中華人民共和国陝西省人民政府
担当窓口 ①外事弁公室 ②林業庁
団体所在地 ①西安市解放路272 ②西安市西関正街233
連絡先
電話番号 ①+86-29-87442378 ②+86-29-88652025
ファクシミリ ①+86-29-87420961 ②+86-29-88617084

(4) 活動地域

中華人民共和国陝西省西安市長安区南五台山及びその周辺

(5) 活動対象

京都府職員、京都府民、大学教員、陝西省職員、長安区職員、地域住民等

(6) 協力分野

①森林保全・緑化 ②砂漠化防止 ③地球温暖化防止

(7) 協力形態

実践活動

(8) 活動の概要

① 背景

京都府では、平成7年に府の環境施策の中心となる「京都府環境を守り育てる条例」を策定、その中で地球環境の保全に関する国際環境協力の推進に努めることを定めた。また、平成9年の地球温暖化防止京都会議の開催を受け、地球環境保全に対する機運が高まる中で、環境先進地・京都の創造を目指し、府内の施策の充実に加えて、国際環境協力の推進に更に力を入れることとし、その後に策定された各種計画等においても国際協力の推進を規定、環境視察団の受入や環境技術者の派遣等の協力を行ってきた。

一方で、互いに古い歴史を有することなどから京都府と1983年に友好提携を結び、平成11年度、12年度に環境技術実務研修生を受け入れるなどの人的交流を図ってきた中華人民共和国陝西省では、水土流失等による生態系破壊が進行しているにもかかわらず、これを自力で克服するための資金がないなどの問題があった。

このような状況の中で、平成12年度に陝西省への植樹協力が企画され、平成13年度からの環境省モデル事業の受託に至った。なお、国際環境協力の推進が各種計画等に掲げられた目標であるものの、財政的な理由により、府県レベルで国際環境協力事業を行うことの意義について財政担当の理解を得ることは非常に困難であり、今回の事業が具体化に至ったのは、モデル事業としての受託により、経費確保の目処が立ったことが大きな要因であった。

本モデル事業は、友好提携省である陝西省の深刻な環境破壊の現状を受け、国際環境協力に対する京都府の基本的な考え方にに基づき、現地における緑地回復・土壌流失防止等の環境改善を通じ、持続的な地球環境の保全につながる国際環境協力事業の実現を目指すとともに、協力資金の一部を募金や寄附によるものとすることやボランティアの植樹活動への参加を得ることなど、府民・事業者等を巻き込み、草の根協力として実施することにより、新たな国際環境協力のスタイル構築を試みることを目標として開始されたものであり、その手法についてのノウハウ蓄積を目的とするものである。

② 実施体制

日本側の実施体制

事務については、国際環境協力が担当業務とされている企画環境部環境企画課地球環境対策推進室（現・地球温暖化対策プロジェクト）が担当した。また、植樹に関する技術的調整の必要性から、専門知識を持つ農林水産部林務課に技術的側面からの支援を受けるとともに、国際交流の公式な窓口である国際課との内部調整を密に行うこととした。更に、こうした行政内部の部局を超えた連携の進展と、より専門的な見地からの助言等を得ることを目的とし、行政関係者に学識経験者を加えた調査検討会議を設置し、計画立案・進捗状況の確認を行った。

また、事業を府民レベルでの拡がりのあるものとするため、地球環境保全を進める府内各主体のパートナーシップ組織である「^{きょう}京と^{アース}地球の共生府民会議」との共同実施とし、実際の植樹協力金とするための府民等に対する寄附・募金の呼びかけはこの共生府民会議が行った。

カウンターパート

カウンターパートについては、当初は省政府の友好交流事業の担当部署（外事弁公室）を選定した。これは、事業が京都府と陝西省の友好提携に基づき開始されたものであり、植林協力の開始が友好提携締結20周年記念事業としての位置づけをされていたからである。その後の協議の中で、友好提携記念事業としての全体調整の窓口を省政府外事弁公室、植樹協力事業の窓口として省政府の林業部局である林業庁、植樹の実施及び植林地管理は植樹地を所管する長安区政府林業局を相手方とすることとなった。

協議・調査

相手方との主要な協議・調査等の経緯は、以下のとおりである。

- 第1回現地調査：平成13年8月
 - ① 植樹候補地域の調査
 - ② 陝西省人民政府（外事弁公室、林業庁）ほか、植樹候補地域関係者との協議・調整
- 第2回現地調査：平成14年3月
 - ① 長安区南五台候補地の精細調査、その他造林地等の視察
 - ② 関係者との協議・調整
- 第3回現地調査：平成15年2月
 - ① 植樹協力の具体的実施内容の協議
 - ② 植樹協力区域の決定
 - ③ その他関係者協議

- 記念式典後の協議：平成15年10月
 - ① 植樹事業に関する覚書の締結
 - ② 年度内の日本への関係者招聘についての協議
 - ③ 次年度以降の人的交流（林業技術研修生受入）等についての協議
- 関係者訪日による協議：平成16年3月
 - ① 植林地管理に関する技術交流・情報交換
 - ② 次年度以降の人的交流（林業技術研修生受入）等についての協議
 - ③ 次年度の植樹ボランティアツアーに関する協議

こうした協議の中では、必要に応じて相手方組織の責任者及び現地学識経験者の出席を求め、できるだけ具体的な内容について協議を行った。事業計画については、先方が結論を急ぐ場面もあったが、あくまでも当方が協議を主導するスタンスを心がけた。また、計画における費用負担については、できる部分とできない部分を明確に提示してから協議を行った。

協力事業の開始

- ・ 寄附・募金の呼びかけ

第1回～第3回現地調査（平成13年度、平成14年度）は植樹協力を実施するための事前協議及び調査であり、実際の植樹協力は平成15年度から開始された。まず、植樹協力金として、平成15年度～17年度の3カ年で500万円を提供することを目標とした寄附・募金を募ることとし、6月に「京と地球の共生府民会議」名による協力事業趣意書及び募集チラシを作成、広く府民等に対して寄附・募金の呼びかけを開始した。呼びかけの方法については、京都府のホームページに募集チラシを掲載するとともに、TV放映、ラジオ放送による広報を行い、広く一般府民に周知を行うとともに、共生府民会議の構成団体をはじめとし、各種団体にも幅広く行った。その結果、初年度の目標金額を大きく上回る寄附・募金が集まったことは、府民参加の国際環境協力という成果を達成した一つの指標と考えられる。

なお、協力資金提供後には、寄附・募金協力者全員に対して提供金額等の報告を行った。

- ・ 植樹記念式典

10月には京都府知事を代表とする京都府訪中団が現地を訪れ、陝西省と京都府の友好提携締結20周年記念事業の一環として、陝西省政府関係者・現地住民等の参加のもと植

樹記念式典が開催された。式典では、植樹協力金の目録贈呈と、地球環境の保全と互いの友好交流の進展に貢献することを願う記念碑の除幕に引き続き、知事をはじめとする訪中団員による記念植樹が行われた。植林地は「京都府陝西省友好交流記念林」と名付けられ、現地における本格的な植林事業が開始された。

- ・ 覚書の締結

また、この訪中時に、以前から協議・調整を行ってきた協力事業に関する協定書（覚書）について双方が合意し、正式に取り交わすことができた。覚書では、提供する資金が適正に管理され、事業が確実に実施されることを担保するため、友好提携先の省政府（林業庁）を相手方とするとともに、事業報告や事後の植林地の適正管理を義務づけた。

- ・ 関係者の招へい

平成16年3月に現地関係者を招へいし、今後の植林地管理等に関する技術交流・情報交換等を行った。この招へいは、15年度の当初に行う予定であったが、中国を中心とする重症急性呼吸器症候群（SARS）流行の影響等により、年度末の実施となった。予定は遅れたものの、結果的には植林協力開始後に協議等を実施したことにより、より具体的・現実的な情報交換を行うことができ、有益なものとなった。

- ・ シンポジウム

当協力事業を広く府民等に周知し、寄附・募金への理解を深めること等を目的とし、平成15年3月及び平成16年3月に、シンポジウムを開催した。15年3月のシンポジウムでは、中国での植樹協力における意義と課題をテーマとし、実際に中国で植樹協力を実施もしくは計画している団体との意見交換を行い、活発な質疑、意見提案、情報交換等が行われた。また、16年3月のシンポジウムでは植林地の管理を行う現地関係者の参加のもと、陝西省での植樹協力について府民を交え意見交換を行い、今後の事業継続や植林地管理の情報交換を行うことができた。

こうしたシンポジウムの開催は、事業の府民等への周知において有効なツールであった。

(9) 活動の評価

- ・ 単に限定された地域の植樹協力にとどまらず、人材交流も含めた今後の事業展開等、より広がりを持つ協力事業としての道筋をつけることができた。また、3年間の活動

の中で、同様の事業を行っているNGO等とつながりを持つことができ、今後の事業実施に当たって必要となる情報入手のツールを拡大することができた。

- ・ 「環境」という比較的府民に身近な問題を切り口とし、友好提携関係を活用することにより、府民にとって日常生活からは縁遠いものと捉えられがちな国際協力を身近なものとし、住民参画を主体とした国際協力活動の推進に寄与することができた。
- ・ また、本事業のように、府民・企業等の寄附・募金を主体とする協力活動は、財政難に苦しむ地方公共団体が行う国際環境協力として有効であり、住民参画による国際環境協力の推進にも寄与するものである。地方自治体間の友好提携関係をきっかけとして事業を開始し、府民レベルでの交流と行政間の技術交流等の相乗効果により、植林から育林までを一体とした持続的な事業の発展を図る点において、本事業は今後の地方自治体が行う国際環境協力のモデルケースとなり得るものと考えている。

(10) 活動の課題と得られた教訓

- ・ 友好提携記念事業としての枠組みを外して調整を行う場合、実際の植樹協力事業のカウンターパートである省政府林業庁及び長安区政府林業局には日本語を理解する人材が不足しており、詳細な交渉を行うことが困難であった。特に現地関係者の招へいに関する調整については、中国語でのやりとりが必要となったが、省政府から受け入れている行政実務研修生が通訳・翻訳の窓口となったことにより、比較的スムーズにコミュニケーションを図ることができた。
- ・ 府内の森林対策も必要とされる中で、海外で植樹協力を行う意義について説明することが重要であった。本事業に関しては、新たな二酸化炭素吸収源の拡大により地球温暖化防止に資すること、友好提携省との記念事業の一環として行うことにより友好交流の進展に資すること等を説明している。
- ・ 協力資金の提供に際しては、当初より専用の金融機関口座の開設を求めていたが、中国側の事情により（中国では自治体を含む非営利の団体が新規の外貨口座を開設することは非常に複雑な手続きを要すること）新規口座が開設されず、金融機関気付で現金を送付して欲しいとの要望を受けた。しかしながら、協力金は府民等からの善意によるものであり、資金授受の安全性、送金ルートの透明性からも、京

都府としては口座振込による送金を強く求め、結果的に、省外事弁公室が従来から使用していた外貨専用口座に送金することで京都府・外事弁公室・林業庁の間において合意した。

- ・ 財政難の中、地方公共団体としては地域課題への対応が優先されるため、国際環境協力に対する財政査定は厳しく、継続的に財政措置が行われないことを前提に事業計画を立案する必要性があった。また、行政が主体の事業では助成金のツールも限られていたため、協力資金は主に府民・事業者からの寄附・募金によるものとし、住民やNGO等、自主的に事業を担っていける事業実施主体の参画を求めた。
- ・ 誤解からコミュニケーションの齟齬をきたすことを避け、確実に記録を残す意味から、先方との意志疎通は簡易なものを除き、基本的にFAX等による文書で行うことを心がけたが、翻訳方法によっては時間や費用がかかる場合もあった。現地の言語での連絡が必要な場合は、伝えなければならない情報の優先度を精査し、費用とのかねあいも踏まえながら、もっとも有効な連絡手段を選択することが重要である。
- ・ また、省政府からの行政実務研修生は基本的に毎年度受け入れることとなっているが、研修生によって日本語の語学能力に差があることから、研修生を通訳・翻訳の中心として活用することは不確実な結果を生む可能性がある。こうしたことから、継続的な事業の進展に努めるためには、できるだけ通訳・翻訳のツールを多く持つことや、相手側で日本語の理解力が高い部局（本事業の場合、省政府外事弁公室）をカウンターパートの一員として巻き込むことが重要である。
- ・ 特に資金提供に際しては、その確実性、透明性を最重要視するべきであり、相手国に特有の事情がある可能性を考慮し、交渉の早い段階から送金方法等について希望を伝え、協議を行う必要がある。
- ・ 事業の発展と植林から育林までを一体とした持続的な協力事業の進展を図るためには、府民レベルでの交流と行政レベルの技術交流等の相乗効果を求めることが重要である。地方公共団体が持つ友好提携都市との交流経験等のツールは、国際環境協力事業を開始する契機として非常に有用であるが、協力事業を継続・発展させていくためには、住民・NGO等が主体となることが不可欠である。地方公共団体は、その道筋をつけるところまでを視野に入れた計画づくり・事業実施を行う必要がある。

(11) 今後の計画

引き続き、府民・事業者等から寄附・募金を募り資金協力を行うとともに、府民参加の植樹ボランティアツアーを派遣し、協力地での植樹を行うことにより、府民と現地住民の交流と互いの環境意識の高揚を図る。また、京都府においては、16年度に林業技術研修生を受け入れ、府内での施設を中心として森林技術育成・森林管理技術等に関する技術研修を行い、陝西省における継続的な植樹と植林地管理に貢献する人材を育成する。帰国後の研修生が現地での指導に当たることにより、現地人材による植林協力地の適切な管理や、他の地域での更なる植林活動の拡大につなげる。

また、この3年間の事業活動の中で連携や情報交換を行ってきたNGO等にも引き続き協力・参画を求め、現在の計画地域の植林終了後は、こうしたNGO等が他の地域での植林協力の主体となることにより、地域レベルでの国際環境協力事業の継続・拡大を図ることを目指す。

こうした府民レベルでの交流と行政レベルの技術交流等の相乗効果により、植林から育林までを一体とした持続的な事業の発展を図っていく予定であり、本事業を一つの契機として、京都府・陝西省間における多方面での国際協力が更に発展していくことを目指す。



9. ひょうご型CDM推進事業／モンゴルにおける森林再生とCDM推進のための国際フォーラムの開催

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

①ひょうご型CDM推進事業調査

The project for promoting CDM of Hyogo

②モンゴルにおける森林再生とCDM推進のための国際フォーラムの開催

International Forest Regeneration Forum for CDM Project in Mongolia

(2) 日本側団体

①団体名称 兵庫県

担当窓口 健康生活部 環境局 大気課 地球環境係

団体所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

連絡先 TEL: 078-362-3284, FAX: 078-362-3966

②団体名称 財団法人ひょうご環境創造協会

担当窓口 環境科学技術部 環境影響調査課長 柴田 剛

団体所在地 〒654-0037 兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-31

連絡先 TEL:078-735-2291, FAX:078-735-2292, E-mail : shibata@heaa-salon.or.jp

(3) 相手側団体

団体名称 モンゴル国政府実行機関 自然・森林・水資源エージェンシー

担当窓口 Director (理事)、Ulziibadrakh Khoroldavaa (ホルルダバ)

団体所在地 Government Building-3,Baga Toiruu-44, Ulaanbaatar-11, Mongolia

連絡先 TEL: 976-11-326616 , FAX: 976-11-321401

団体名称 Mongolian Forest Forum (モンゴル森林フォーラム)

担当窓口 Executive Director、Ph.D (専務理事、博士) Ch. Dorjsuren (ドルジスレン)

団体所在地 Jukov avenue-77, room-407 Ulaanbaatar-51 Mongolia-210351

連絡先 TEL. : 976-11-325680 FAX. : 976-11-321862 E-mail : geoeco@magicnet.mn

(4) 活動地域

兵庫県神戸市、モンゴル国ウランバートル市、セレンゲ県トジーンナルス地区

(5) 活動対象

兵庫県及びモンゴル国環境関係団体、研究者、関係企業、行政関係者

(6) 協力分野

森林保全・緑化、地球温暖化防止

(7) 協力形態

技術指導、共同調査・研究、普及啓発

(8) 活動の概要

① 事業実施の背景

モンゴル国では1996年及び1997年に森林の大火災が発生して多くの森林が焼失したため、森林再生を急務として取り組んでおり、1999年3月に神戸市で開催されたESCAP（北東アジア環境高級事務レベル会議）に出席したモンゴル国自然環境省パーサンドルジュ次官から兵庫県に協力要請があり、(財)ひょうご環境創造協会とともに植林技術指導等について協力することとなった。

(財)ひょうご環境創造協会では1999年度と2000年度に、環境省の「地球温暖化対策クリーン開発メカニズム（CDM）事業調査—モンゴル森林再生計画支援事業調査—」を（財）地球環境センターを通じて受託し、モンゴル国における植林によるCDMプロジェクト事業の可能性を検討してきた。

② 企画立案

[ひょうご型CDM推進事業調査]

モンゴルの山火事跡の森林再生のために、兵庫県内に本拠を置く（株）神戸製鋼所と「生活協同組合コープこうべ」が合わせて600ha規模の植林支援を実施しており、兵庫県では民間ベースの支援の輪を更に広げるため、CDM事業の手法の活用を検討することとした。また、CDM事業手法の活用については、モンゴルの森林再生支援だけでなく、県内企業、団体の全般的な国際環境協力への活用も視野において検討することとした。

[モンゴルにおける森林再生とCDM推進のための国際フォーラムの開催]

(財)ひょうご環境創造協会では、環境事業団の地球環境基金の助成を受けて「森林再生とCDM推進のための国際フォーラム開催事業」を2001年度～2003年度の3ヵ年計画で実施することとなった。この事業の内容は、モンゴル国北部セレンゲ県の植林地での木材蓄積量の継続的把握のためのモニタリング調査、育苗等に関する技術支援、森林再生に関する日本・モンゴル双方の理解と交流を深めるための国際フォーラムの現地開催である。

③ 準備作業

- ・ 日本側の行政手続としては、海外出張（現地調査・技術指導）に関して県の人事課や県知事の承認手続が必要であったため、内部手続に時間を要した。
- ・ 日本から行くときの相手国側の行政手続は特に必要なかった。
- ・ 研修のためのモンゴル技術者の受け入れについて、日本での不法就労を危惧する日本国モンゴル大使館の強い抵抗にあい、直前までビザがとれず苦勞した。
- ・ カウンターパートは相手国のNGO団体で、政府（自然環境省）からNGO団体（4団体）を紹介してもらい、事業展開に先立ってモンゴルを訪問した際に各団体の代表者と面談、ヒアリングを行なった結果、組織の設立趣旨、事業推進能力、相手方の受入意向等を総合的に評価し選定した。
- ・ カウンターパートに日本語を理解できる人がおらず、英語が唯一の直接コミュニケーション手段であった。また事業の協議は、eメールにより密に連絡をとるようにした、詳細な点などは現地訪問の際に行った。
- ・ 事業費の負担は、全額日本側負担で、モニタリング調査等の委託業務に関する支払いについては、契約調印後すぐに委託額の半額を、残額は事業完了後に相手側の指定する銀行口座へ送金した。
- ・ 財源は、「森林再生とCDM推進のための国際フォーラム開催事業」については、環境事業団の地球環境基金助成金を活用した。

④ 実施・運営

[ひょうご型CDM推進事業調査]

- ・ 県内企業・関係団体の国際環境協力取組実態把握を行ない、問題点等の整理を行なった。
- ・ 学識者、活動団体、活動企業からなる「ひょうご型CDM推進検討委員会」を設置し、民間事業者・団体の参画を促す方法や地方自治体の役割等、ひょうご型CDMのあり方の検討を行な

った。また、検討にあたって、学識者を森林再生支援を行っているモンゴルの現地に派遣した。

〔モンゴルにおける森林再生とCDM推進のための国際フォーラムの開催〕

- ・ 植林技術指導については、学識者や林業専門家を現地に派遣して行うとともに、モンゴルの研究者・技術者を日本に招聘し技術研修を行った。
- ・ 国際環境協力事業を広く広報するために、モンゴルと日本でそれぞれフォーラムを開催した。
- ・ CDM事業の検討データとして、植林初期の森林蓄積量、ベースラインとしての天然木生育量を把握するため、カウンターパートに委託して植林地のモニタリング調査を実施した。

(9) 活動の評価

- ・ 民間企業・団体が国際環境協力でCDM事業の手法を活用する方法を整理し、取りまとめることができた。
- ・ モンゴルと日本の技術者が国際フォーラムで意見交換を行った結果、自然落下種子による天然再生の促進と植林を組み合わせたモンゴル型の森林再生手法が提案され、試行を行っていくこととなった。
- ・ 植林地のモニタリング調査の結果、CDM事業のベースとなる植林木の生長量、ベースラインとしての天然木生育量に関する貴重なデータが得られた。
- ・ 日本での技術研修により、寒冷地に適した菌根菌を利用した新しい植林手法をモンゴルにおいて実施できる見通しができた。

(10) 活動の課題と得られた教訓

- ・ 森林再生に関する技術については北方林での経験がなく、当初は日本の技術をそのまま持ち込もうとしたためうまくいかなかった。
- ・ 現地調査と国際フォーラムでの議論を重ねることにより、モンゴル型の森林再生手法が提案されるにいたった。
- ・ 森林再生の目的として、木材生産を主目的とするのか、水源涵養や二酸化炭素吸収などの公益的機能を主目的とするのか、モンゴル側と十分議論しないままスタートしたため、育苗の指導が中途半端になってしまった。初めに主目的を明確にしておくべきであった。
- ・ 寒冷地植林について、苗木に共生菌根菌をつけて植える方法が効果があるとの情報が、3年目になってから得られたため、この事業では実験が行えなかった。技術支援については、一人の技術者の知識・情報にたよるだけでなく、事前に広く情報を収集すべきであった。

(11) 今後の計画

- ・ 民間企業・団体がCDM事業の手法を活用して国際環境協力を行うための手引書を作成し、配布する。
- ・ モンゴルの森林再生活動を支援するため、必要な資金を提供していく。
- ・ 県民の海外植樹支援活動への参加のキッカケづくりとして、モンゴル植樹交流ツアーを実施する。（体験植樹、モンゴルNGO団体との交流を含むエコツアー）



10. 北九州イニシアティブ普及事業

(平成13～15年度実施)

(1) 事業活動の名称

北九州イニシアティブ普及事業
Kitakyushu Initiative Promotion Project

(2) 日本側団体

団体の名称 [H13] 北九州市
[H14,15] 宇部市、水俣市、北九州市
担当窓口 北九州市環境局環境保全部 環境国際協力室
団体の所在地 〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1-1
連絡先 TEL 093-582-3804 FAX 093-582-2196
E-mail : kan-kokusai@mail2.city.kitakyushu.jp

(3) 相手側団体

団体の名称 [H13] 宇部市、水俣市、福岡県
[H14,15] セブ市
担当窓口 [H13] 宇部市市民環境部環境共生課、水俣市環境対策課環境企画室
福岡県環境部環境政策課
[H14,15] セブ市行政室 (Office of the City Administrator)
団体の所在地 [H13] 山口県宇部市常盤町1-7-1、熊本県水俣市陣内1-1-1
福岡県福岡市博多区東公園7-7
[H14,15] 8/Flr City Hall Annex Building, Cebu City
連絡先 [H13] 宇部市 : TEL 0836-31-4111、水俣市 : TEL 0966-61-1612
福岡県 : TEL 092-651-1111
[H14,15] セブ市 : TEL +63-32-2549115 FAX +63-32-2537558

(4) 活動地域

[H13] 北九州市、[H14] フィリピン国メトロセブ地域、
[H15] 宇部市、水俣市、北九州市

(5) 活動対象

[H13] 国際環境協力事業を実施する地方自治体、同自治体の市民、NGO、民間企業
関係省及び関係国際機関、学識経験者 等

[H14] メトロセブ地域の市民、NGO、大学、地方自治体、国組織

[H15] メトロセブ地域のNGO、民間企業、地方自治体

(6) 協力分野

[H13] ネットワーク形成、環境政策

[H14] 廃棄物・家庭ゴミ、環境教育、その他（多様な主体間の連携による環境管理能力の向上）

[H15] 廃棄物・家庭ゴミ、水環境保全、その他（多様な主体間の連携による環境管理能力の向上）

(7) 協力形態

[H13] 実践活動、政策提言、セミナー・会議

[H14] セミナー・会議、普及啓発

[H15] 国際会議への参加、日本の自治体の取組みを視察

(8) 活動の概要

① 活動の背景

北九州市は1990年代に入り、友好都市である中国大連市をはじめとして東南アジア諸国の都市への環境協力事業を積極的に進めてきた。平成12年（2000年）には中長期的な環境国際協力のあり方を示すものとして「北九州市環境国際協力推進計画」（2000－2010年）を策定し、それに基づいてフィリピン国セブ市を含むアジアの諸都市との間で具体的な環境協力事業を実施してきた。

平成12年（2000年）の国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）環境大臣会議では、今後のアジア太平洋地域の都市環境改善のため北九州市の環境対策分野の経験を参考にした「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ（以下、北九州イニシアティブ）」が採択された。これは都市間環境協力の推進を図り、パイロット事業の実施とその普及を通じて、地方自治体が実施する都市間環境協力への国や国際機関等の支援を促進するための仕組みである。平成13年（2001年）にESCAPは、この仕組みを実際に推進するた

め「北九州イニシアティブネットワーク」を設立するとともに、北九州市ーフィリピン国セブ市間の環境協力事業をパイロット事業の一つとして指定した。

また平成14年（2002年）に南アフリカ共和国ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための世界首脳会議」では、地域環境の保全・地球環境の問題の解決のために重要であるのは、市民・企業・行政など地域の多様な主体が連携した「地域主導の環境改善」であることが再確認された。さらに同会議の実施文書には「北九州イニシアティブ」が記載され、都市間環境協力の有効性も広く認識された。

② 企画立案

平成13年度、北九州市環境局環境国際協力室は、3ヵ年の環境省モデル事業の実施にあたり、より効果的な国際環境協力事業の実施に向けた国内の関係諸機関の間の連携を促進することに主眼を置いた会議の開催することを企画した。具体的には、国内の地方自治体が地域レベルで実施している国際環境協力について、行政、市民・NGO、民間企業の各セクター毎に情報交換を行い、地方自治体間の連携のあり方、また地方自治体と国・関係機関との協力のあり方について議論する「持続可能な開発に関する国際協力会議」を開催するものである。

平成14年度は、前年度で連携の基盤作りを行った宇部市・水俣市等国内地方自治体と共同で実施する国際環境協力の事業案を、北九州市環境国際協力室が企画した。これは言わば国内各都市それぞれの環境改善の経験を活かし、またNGO等で活動する市民の参加をも得る形で、途上国における地域主導の環境改善の促進を図ることを目的としたものである。この案に基づいて水俣市、宇部市及びJBIC等と詳細について協議した。具体的には、フィリピン国メトロセブ地域を対象として環境管理を主題としたセミナーを開催し、わが国の多様な主体の経験、現地の多様な主体の経験を共有し、具体的な解決案を模索することによって環境保全意識を高め、現地の地域主導の環境改善に繋げるというものである。

平成15年度は、前年度の現地でのセミナー開催を受け、このような間接的な啓発活動とは逆に、わが国における実際の取り組みを視察してもらい、現地の環境改善活動の促進につなげるという事業案を北九州市環境国際協力室が企画した。この案について、宇部市・水俣市各市での実施案をそれぞれ策定してもらい、最終的に一つの統合的な実施計画とした。具体的には昨年度のセミナーで設立されたメトロセブ環境協議会の代表者をわが国に招聘し、多様な主体による環境管理の取り組みを実地で視察・体験することによって、わが国における環境保全への取り組みへの理解を深めてもらうと同時に、帰国後、

セブ市を含むメトロセブ地域の自発的な環境改善への取組みへのフィードバックを図るものである。

③ 準備作業

平成13年度は環境省、JICA、JBIC、宇部市、水俣市、福岡県等と協議し、会議のプログラムを策定した。また環境省、JICA、JBIC等参加組織と勉強会を実施するとともに、会議の企画・運営について、国際環境協力に関心を持つ北九州市の大学生グループである「北九州グリーンユース」や「(財)北九州国際交流協会」に参画を依頼した。また市内の関係機関やNGOに対し、趣旨説明会を設けて会議への参加と協力を求めた。講演者、発表者との連絡調整。会場の設営や運営方法の検討。

平成14年度は、企画案について宇部市環境共生課、水俣市環境対策課と協議し、内容を決定した。その後セブ市に渡航し、セブ市役所にてセブ市担当者と事務局としての公害防止管理協会のセブ地域支部担当者に趣旨説明を行い、内容について協議した。その後、事業実施までの準備期間は、電子メールにより頻繁な連絡・調整を行った。またセミナー開催の前々日に現地入りし、会場の下調べと会場スタッフとの打合せ、現地事務局との打合わせを行った。

平成15年度については宇部市、水俣市及び北九州市それぞれにおける視察・交流計画案を宇部市環境共生課、水俣市環境対策課、北九州市環境国際協力室がそれぞれが策定し、協議の後決定した。またわが国への招聘者については、メトロセブ環境協議会の一員であるセブ市役所を窓口として、同協議会の代表者3名を選定してもらい、選定された招聘者には招聘状を送付した。

④ 実施・運営

平成13年度は地域レベルの国際環境協力の推進を図るため福岡県、宇部市、水俣市、JICA、JBIC及び環境省と共同で「持続可能な開発に関する国際協力会議」を開催した。国際環境協力事業を実施する14の地方自治体（青森県、富山県、神奈川県、京都府、兵庫県、熊本県、福岡県、仙台市、四日市市、広島県、福岡市、宇部市、水俣市、北九州市）及びそれぞれの市民、NGO、民間企業、環境省、JICA、JBIC、世界銀行、日本政策投資銀行等の参加を得た。基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ等を行い、地域に根ざした国際協力の推進に向けて、活発な議論を持った。

平成14年度は、対象地域としたフィリピン国メトロセブ地域における地域主導の環境管理能力の向上を図るため、2つのセミナーを開催した。

一つ目はメトロセブ地域の多様な主体（行政、大学、企業、NGO等）を対象とした「地域のパートナーシップによる環境管理セミナー（平成15年2月3、4日）」であり、同地域の主要河川における水質汚染問題の解決のために連携を確立するとともに、具体的なアクションプランを策定し環境保全意識の向上等を図ること、さらに「メトロセブ環境イニシアティブ（協議会の設置等）」の合意等を目的としたものであり、これにはセブ市・マンダウエ市関係者、フィリピン国政府関係者、大学関係者、企業関係者、NGO関係者、メディア関係者、日本側関係者等計79名の参加を得た。

内容は、メトロセブ地域の2河川の汚染をテーマに、その汚染の要因となっている生活・工場廃水問題・廃棄物問題等について、環境改善に向けてのアクションプランを策定し、また各主体の代表者から成る「メトロセブ環境協議会」を設立することで環境改善に向けた多様な主体による連携の確立を図った。

二つ目はセブ市での行政関係者および市民を対象とした「セブ市一般廃棄物管理セミナー（平成15年2月6、7日）」であり、これは廃棄物問題に係る情報の共有と、問題解決のためのアクションプランを策定することによる意識の向上を目的としたものである。市長事務所、市議会議員事務所関係者、セブ市行政局、セブ市公共事業部、都市計画開発機構、市民、NGO、国家経済省、日本側参加者、都市貧困者協会他、延べ102名の参加を得た

セミナーの内容は、1日目に日比双方の市民による廃棄物問題への取組みを紹介し共通認識を得、パネルディスカッション形式で意見交換・討議を行い、提案等をアクションプランとしてまとめた。2日目は行政の視点から、セブ市及びわが国の自治体による廃棄物管理の取組について発表、質疑応答を行った後、ワークショップを開催した。

平成15年度は、メトロセブ環境協議会の代表として、セブ市市議会議員（セブ市環境問題顧問）、環境NGO「CLEAR」代表者、フィリピン公害防止協会第7支部代表者（民間企業公害防止管理者）の3氏を日本に招聘し、北九州市主催の環境保全に関する国際会議に参加してもらうとともに、宇部市及び水俣市の環境保全に関する取組みを実際に視察した。

具体的には北九州市において「持続可能な開発のための世界パートナーシップ会議（平成15年10月27日、28日）」に参加してもらい、様々な活動主体との情報交換を行った。また循環型社会の構築を目指す取組みである北九州エコタウン事業を視察した。宇部市においては先進的な一般廃棄物処理行政の講義、施設の視察に加え、資源の循環のための行政と市民の取組み事例を視察した。また水俣市においては、一般廃棄物処理行政の講義、施設の視察に加え、下水処理場及び水俣病資料館とその排水処理設備

(浄化槽)を視察した。浄化槽については、管理に係る専門事業者から技術的な説明を受けることができた。さらに水俣市で活動する2つのNGOの代表者の講義、意見交換を行い、交流を深めた。

(9) 活動の評価

平成13年度の会議では、政府、国際関係機関、地方自治体、市民団体・NGO、学識経験者、民間企業など約100名が参加し、ODAや国際協力の代表者・専門家などの有識者との議論等を通じて、地方自治体間の連携のあり方、地方自治体と国や関係機関との協力のあり方についての知見を共有することができた。また参加各自治体との連携の基盤を形成することができた。

平成14年度は実際に宇部市、水俣市及び北九州市の連携により、対象地域であるフィリピン国セブ市において計4日間にわたってセミナーを開催し、延べ400名程度の参加者を得た。前半の「環境管理セミナー」においては、当初のねらい通り、グループディスカッション等を通じて環境改善に向けた現地の各主体の役割を確認するとともにアクションプランが策定され、さらに多様な主体が連携して環境改善に取り組む「メトロセブ環境協議会」が設立されたことにより、地域主導による環境改善に向けた現地の各主体の連携の確立という成果を得た。

また「セブ市一般廃棄物管理セミナー」では、市民の提案に対して行政が具体的な措置を約束する等、行政と市民の対等な対話が実現された。また地域の市民から「水俣市等、日本の自治体や市民団体の取組を大いに参考にしたい」との意見が出るなど、国際環境協力にわが国の市民が参加することによる現地の市民の明らかな意識の向上が認められた。

平成15年度は、メトロセブ環境協議会の代表者ら(3名)の来日により、環境保全に関する国際会議に出席することで国境を越えた新たな人脈を形成するとともに、情報を共有化することができた。また宇部市、水俣市がそれぞれ独自に策定した受入れ計画により、わが国の自治体やNGOにおいて環境保全のために実際にどのような取り組みがなされているかを、よく理解してもらうことができた。特に同協議会が活動の主眼としている河川環境改善に直接結びつく排水処理等の技術について、水俣市で整備されている大規模な浄化槽の施設を見学し、専門的・技術的な事項について講義を受けるなど、複数自治体が連携することによる利点が活かされた形となった。これは、宇部市及び水俣市が充実した国際環境協力実施態勢をとっていることの成果と言える。

また今回来日した3氏が、セブ市でのセミナーに参加した宇部市、水俣市及び北九州市の関係者らと再会し、わが国における各主体の活動を目の当たりにできたことは、国際環境協力を通じて市民参加型の国際協力が実践できたという意義とともに、現地における地域に根ざした自発的な環境改善へ取り組みへのフィードバックになるものと推察される。

以上のように、本3ヵ年の事業では、1) 国内連携の基盤づくり、2) 複数自治体連携及び市民参加による現地での国際環境協力事業、3) 複数自治体連携及び市民参加によるわが国における実地研修と、段階的な事業を展開し、モデル事業として非常に意義深いものとする。

(10) 活動の課題として得られた教訓等

平成13年度

- ・ 地方自治体の比較優位を生かした国内連携の促進が重要。特に北九州市にとり、宇部市・水俣市が共同して事業を推進していくこと。
- ・ 市民参加への積極的な情報提供や支援が必要。特に民間企業に対しては社会的評価が強いインセンティブとなる。
- ・ 複数の自治体協力による課題の克服
- ・ わが国の市民参加による現地の市民活動の触発が期待される。
- ・ わが国市民の認識の深化による協力活動の基盤の確立が重要。
- ・ セミナーを通じた現地の住民の環境保全意識の啓発。

平成14、15年度

- ・ 複数の地方自治体の連携により、それぞれの持つ経験の提供や、幅広い協力が可能になる。
- ・ 現地の市民、NGO、行政、大学、企業、政府組織等、多様な主体の参加による討議により、それぞれの意見や情報が共有され、相互理解が深まることによって、地域社会による自発的な環境改善に向けた連携への機運が生まれる。
- ・ 地域主導の環境改善に向けた協議会が設立されたことにより、地域内の多様な主体間の連絡・協議の場ができ、実際に継続的な活動につながっている。
- ・ セミナー等の開催にあたり、言葉の問題が重要であった。特に相手側にニュアンスや気持ち伝えるにあたっては、通訳者の能力・資質に因るところが大きい。
- ・ 現地の関係者と頻りに情報交換を行うことにより信頼関係が生まれ、事業のスムーズな実施につながった。信頼関係の構築は、国際協力の本来の目的のひとつであるとする。

(11) 今後の計画

平成14年度のセミナーで設立されたメトロセブ環境委員会は、セブ地域を流れる河川
の環境保全を目標に設定し活動を開始した。北九州市も、北九州イニシアティブのパイ
ロット事業としてメトロセブ地域との国際環境協力事業に一定の成果が得られるまで注
力する所存である。メトロセブ環境協議会の要請を受け、今後は、JICAの草の根技術協
力事業のスキームを活用しながら、現地が活動目標としている河川環境保全に向けて、
協力事業を展開する予定である。

具体的には、河川沿線の住民からの改善要望が強かった河川汚濁の主因となっている
生活排水の水質改善のためのモデル事例として、コミュニティーに排水処理施設のモデ
ルプラントを設置し、建設から保守運用に関する様々なノウハウ、技術を提供し、地域
主導の環境管理に繋げていくとともに、今後も国内の地方自治体と連携することで効果
的な国際環境協力を実施していきたい。

なお、ESCAP環境大臣会議で採択された「北九州イニシアティブ」は、2001年から2005
年までのESCAP加盟国の環境改善に係る地域行動計画を支援する仕組みである。このた
め本モデル事業終了後も事業を継続し、2005年のESCAP環境大臣会議でこの成果を報告
することを予定している。

